

薬生食監発 1225 第 14 号
令和 2 年 12 月 25 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

乳等に使用する添加物、乳等の容器包装等に係る
厚生労働大臣の承認について（一部改正）

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（以下「乳等省令」という。）に基づく乳等に使用する添加物、乳等の容器包装等に係る厚生労働大臣の承認については、平成 9 年 1 月 29 日付け衛乳第 27 号（以下、「平成 9 年通知」）に基づき取扱いをお願いしているところです。

先般、令和 2 年 12 月 4 日付け薬生食監発 1204 第 2 号（以下、「先発通知」という。）にて、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 194 号）により、乳等省令から乳等の容器包装等に係る規定が削除されたことに伴う平成 9 年通知の一部改正について通知したところですが、先発通知の内容に一部誤りがありました。

そのため、先発通知については廃止とし、本通知にて改めて平成 9 年通知を改正し、別紙のとおりとするので、関係業者への周知方よろしく申し上げます。